

< 解 説 >

家畜保健衛生所の整備総合

県 畜 産 課

県下 28 カ所の家畜保健衛生所は、昭和 25 年設立以来 15 年間にわたり輝かしい県畜産発展の陰の力としてたゆまない活躍を続けてきたが、新年度から最近の畜産情勢に対応して、予防衛生に重点を置いた効率的な家畜衛生活動が行えるよう、9 カ所の基幹家畜保健衛生所を中心とした組織に総合整備し、新発足することになった。

必要な集団家畜衛生

県下の家畜飼養頭羽数は 38 年 2 月 1 日現在、家畜単位換算 17 万 5,000 頭であるが、これは設立当時の 25 年の 12 万 6,000 頭に比べ 1.4 倍に当り、内容的には和牛の停滞に対して乳牛、豚、鶏の伸びが著しく多頭羽飼育の進行とともにその飼養形態は大きく変わりつつある。

さらに家畜の県内外の移動も活発になり、輸入ランドレースの増殖や、輸入鶏の急速な普及、乳牛、肉牛の移出入、これにともなう今までみられなかった新しい疾病の発生もみられるなど、家畜衛生面から伝染病の防止がとくに重要な情勢となってきている。

また集団飼育が進むにつれて、飼育環境の変化による家畜の生産能力への影響、公衆衛生との関連など、新しい面での解決を要する問題も起りつつある。

これら畜産発展にともなう家畜防疫強化の要請に対して、家畜保健衛生所はもともと昭和 25 年に公布された家畜保健衛生所法にもとづいて設置されたものであり、家畜防疫とともに診療、人工授精業務の必要性から、かなり交通不便の地に多数カ所に設置され、そのまま引続いて現在まで業務が行なわれてきていた。そして分布や施設、設備にもこれまでかなりの不合理な点も見受けられたわけである。

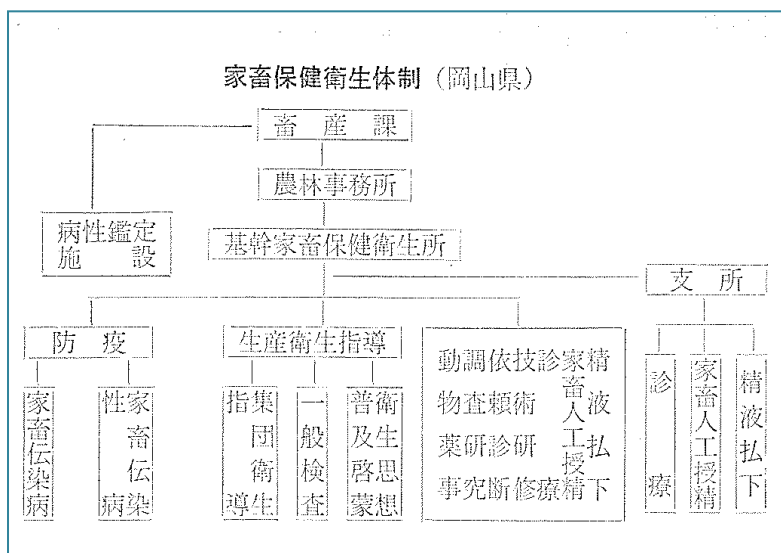
このため家畜伝染病の早期診断を行なうための施設や陣容の拡充、さらに畜産物の生産性を向上させるためには、病気が出てからの治療衛生から未然にこれを防ぐ予防衛生に重点を向ける必要があること、衛生関係を担当する畜産技術者の組織を強化し、同時に技術の高度化に伴なって技術水準の向上をはかること、などについて各方面から改善が望まれていた。

整備統合による新体制

このようないろいろの情勢に応じて、効率的な防疫体制を確立するため、県下の家畜保健衛生所を現在の本所 24 カ所、支所 4 カ所計 28 カ所から、つぎ

区 分		昭25	30	38
乳牛	飼養戸数	1,997	4,380	11,770
	頭数	3,008	6,840	31,380
	1戸当り頭数	1.5	1.6	2.7
和牛	飼養戸数	92,277	93,190	65,610
	頭数	110,498	115,680	101,110
	1戸当り頭数	1.2	1.2	1.5
豚	飼養戸数	2,484	2,020	4,170
	頭数	4,667	4,840	24,980
	1戸当り頭数	1.9	2.4	6.0
鶏	飼養戸数	122,109	124,500	111,600
	頭数	536,077	1,381,000	3,451
	1戸当り頭数	4.4	11.1	30.9

資料農林省岡山統計調査事務所



岡山畜産便り 1964.05

のような農林事務所単位に9カ所の基幹家畜保健衛生所を中心として、従来からの他の19カ所をそれぞれ支所として、機動力を生かした強力な防疫活動を行なうこととなったわけである。

すなわち新機構による衛生所の活動はつぎのような方向で行なうことになっており、家畜保健衛生の体制としては、

① 防疫組織の確立

これまでの家畜保健衛生所ごとに行なっていた防疫業務は、基幹家畜保健衛生所が管内全域を一括して行なうこととなり、民間獣医師の協力も得て能率的な実施をはかる。

② 家畜集団衛生の推進

多頭羽集団地域の衛生対策を重点的に、また各種の病気の予防に重点を置いて、市町村自体での自衛的な組織の育成につとめる。

③ 衛生思想の普及向上

講習講話、巡回指導等によって衛生思想の浸透を図り、組織の育成につとめ、普及啓蒙を効率化する。

④ 技術研修衛生所職員の研修強化とともに民間技術者にも技術研修の徹底を図る。

⑤ 病勢鑑定業務の推進

人畜施設の強化し、各種疾病の早期診断とその対策、その他衛生指導上の問題点を究明する。

の5点に重点を置いて対策を講じる。

つぎに生産衛生指導面では9カ所の基幹家畜保健衛生所が年間計画を立て、計画的な予防衛生指導によって生産の向上につとめる。

すなわち実施の要領は生産衛生指導基準を作成し、これによって、各家畜別に導入時の検査指導、家畜個体の栄養障害、乳房炎、繁殖障害その他伝染性病の検査指導、飼育環境の改善のための放牧時の衛生指導、害虫駆除、畜舎等の環境改善、消毒、飼料給与指導などを行なうことにしている。

また集団飼育に最も恐れられる伝染病の防疫には、年間計画によって、新機構による衛生所組織と機動力をフルに生かし、民間獣医師の協力も得て効率的に事業をすすめ、同時に完備された病性鑑定施設を活用し、早期の発見といろいろな不明病の原因を明らかにする。

伝染病検査関係の業務としては、各種診断液による免疫反応や顕微鏡検査により。結核病、ブルセラ病、ひな白痢のほか伝染病の病気であるピロプラズマ、トキソプラズマ症、ロイコチトゾーン病、CRD、伝染性胃腸炎、白血病、寄生虫病など多くの疾病について実施する。

予防関係の業務では、とくに豚コレラ、放牧和牛の気腫疽、流行性感冒、流行性肝炎、等について、予防注射のほかその他の防疫措置に万全を期する。

このほか、主幹家畜保健衛生所管内を定期的に巡回して、繁殖障害や一般健康状態についての検診、さらに団体組織の育成とともに、講習講話や座談会などの開催によって、特に必要な衛生思想の普及向上をはかるほか、民間獣医師、家畜人工授精師、その他民間技術者についても技術研修等を通じて絶えず技術の向上をはかることにしている。

以上が農業近代化に対応する家畜保健衛生所の統合計画のあらましであるが、県ではこの計画に沿って今後効率的な家畜衛生防疫をすすめることにしているので、衛生所の一層の利用を望んでいる。